

○非常通報装置の設置及び運用要領の制定について(通達甲)

平成27年12月3日

通指発第322号

改正 令和3年3月18日通指発第65号

(生企)

部長及び参事官

所属長

10年保存(口訓)

非常通報装置の設置及び運用に関し「非常通報装置の設置及び運用要領の制定について(例規)」(平成17年9月16日地域発第464号)を制定しているところであるが、高知県警察公文書管理規程(平成27年6月本部訓令第18号)の施行により公文書種別から例規をなくすることに伴い、当該装置の設置及び運用に関し別添のとおり「非常通報装置の設置及び運用要領」を定め、平成27年12月3日から実施することとしたので、誤りのないようにされたい。

別添

非常通報装置の設置及び運用要領

第1 趣旨

この要領は、非常通報装置(緊急通報を行うべき事案の発生に関する情報をあらかじめ記録された音声又はデータにより通信指令課に送信するための装置をいう。以下同じ。)の設置及び運用に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 非常通報装置の設置対象施設

非常通報装置は、警察の指導に沿った防犯・安全確保のための措置が執られている次に掲げる施設のうち、当該施設において事案が発生した場合の被害程度及び社会的影響、当該施設に係る地域の治安状況、通信指令課における受理体制等の事情を総合的に勘案して非常通報装置の設置が適当であると認められる施設に設置するものとする。

1 金融機関

銀行、信用金庫、信用組合、労働金庫、郵便局、農(漁)業協同組合、信託会社、証券会社、保険会社等をいう。

2 国、地方公共団体等が設置する公共的施設

学校(保育園等を含む。)、児童福祉施設、病院、公団、鉄道会社等をいう。

3 重要防護対象施設

ライフライン施設、核物質取扱施設、銃砲・火薬類取扱施設等をいう。

4 その他1から3までに準ずる施設

会社、工場、デパート、ホテル、社寺等で1から3までの施設に準じた取

扱いをする必要があると本部長が認める施設をいう。

第3 非常通報装置の要件

非常通報装置又は非常通報装置による通報は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- 1 センサー等の感知により自動的に通報する装置ではないこと。
- 2 誤操作による誤報等を防止するための機能及び正常に通報されているか否かを通報者が確認することができる機能を備えた装置であること。
- 3 通信指令課において、非常通報装置から送信される音声又はデータによる情報を確実に受信し、発信番号通知その他の方法により、非常通報装置による通報であること及び非常通報装置による通報の発信地を認識することができること。
- 4 通信指令課において、逆信、画像受信その他の方法により、非常通報装置の周囲の状況を確認することができること。
- 5 その他通信指令業務に支障が生じるおそれがないと認められること。

第4 非常通報装置の設置に係る手続

1 設置承認申請

非常通報装置を設置する施設(以下「設置施設」という。)の所在地を管轄する署長(以下「管轄署長」という。)は、あらかじめ十分な時間的余裕を持って、非常通報装置を設置する者(以下「設置者」という。)から次に掲げる申請書類を提出させるものとする。

- (1) 別記第1号様式の非常通報装置設置承認申請書(以下「設置承認申請書」という。) 2通
- (2) 添付書類 各2通
 - ア 設置施設付近の見取図
 - イ 設置施設内部の平面図
 - ウ 非常通報装置の本体、発報・確認ランプ、通報用ボタン、逆信受理電話機及び付加装置の取付位置を表示した平面図

2 調査結果の報告

設置承認申請書を受理した管轄署長は、別記第2号様式の非常通報装置設置に関する調査書(以下「調査書」という。)の調査事項について調査するとともに、必要な指導を行った上、調査結果を記載した調査書に申請書類1部を添えて通信指令課長を經由して本部長に報告するものとする。この場合において、設置施設が建設中等の理由により実地調査ができないときは、青写真、計画書等により設置の必要性の有無を判断して調査書を作成するものとする。

3 設置承認等

- (1) 本部長は、管轄署長の報告に基づき、設置施設が第2に定める設置対象施設に該当し、かつ、設置しようとする非常通報装置が第3に掲げる要件を満たす場合は、設置を承認するものとする。
- (2) 本部長は、設置承認を決定したときは、別記第3号様式の非常通報装置設置承認書(以下「設置承認書」という。)を作成し、管轄署長に送付するものとする。

この設置承認書には、非常通報装置による通報は、緊急通報を行うべき事案が発生した場合において、通常の緊急通報を行うことが困難であるときに限って行うものとするほか、必要に応じて、非常通報装置の設置及び運用その他設置施設の防犯・安全確保に関して適当と認められる条件を記載するものとする。
- (3) 管轄署長は、設置承認書の送付を受けたときは、速やかに設置者に交付するとともに、設置承認書に記載された条件を厳守するよう指示するものとする。
- (4) 本部長は、設置施設が第2に定める設置対象施設に該当せず、又は設置しようとする非常通報装置が第3に掲げる要件を満たさない場合は、管轄署長を経由して、設置者に当該装置による通報には対応することができない旨通知するものとする。

4 運用開始に伴う手続等

- (1) 管轄署長は、設置者が非常通報装置の運用を開始しようとするときは、その5日前までに別記第4号様式の運用開始届2通を提出させ、そのうち1通を通信指令課長を経由して本部長に送付し、報告するものとする。
- (2) 管轄署長は、設置者に対して、非常通報装置の運用を開始する前に、通信指令課長との連絡の下に開通試験を行わせるものとする。

第5 承認申請内容の変更に係る手続

1 変更承認申請

管轄署長は、設置者が設置承認を受けた非常通報装置について設置承認申請書又はその添付書類の記載事項に係る変更をしようとするときは、別記第5号様式の非常通報装置変更承認申請書(以下「変更承認申請書」という。)2通を提出させるものとする。この場合において、設置施設の所在地若しくは構造又は非常通報装置その他装置の設置位置に変更があるときは、当該図面(2(1)において「添付図面」という。)2通を添えて提出させるものとする。

2 変更の承認等

- (1) 変更承認申請書を受理した管轄署長は、当該変更に対する意見を付した

上、変更承認申請書1通及び添付図面1通を通信指令課長を經由して本部長に送付するものとする。

- (2) 本部長は、変更内容等から、非常通報装置による通報に支障がないと認める場合は、変更を承認するものとする。

なお、変更を承認しない場合は、理由を示した上、その旨を管轄署長を經由して設置者に通知するものとする。

- (3) 本部長は、変更承認を決定したときは、別記第6号様式の非常通報装置変更承認書(以下「変更承認書」という。)を作成し、管轄署長に送付するものとする。

この変更承認書には、必要に応じて適当と認められる条件を記載するものとする。

- (4) 管轄署長は、変更承認書の送付を受けたときは、速やかに設置者に交付するものとする。

第6 非常通報装置の廃止

管轄署長は、設置者から非常通報装置の廃止の申出を受けたときは、当該設置者から別記第7号様式の非常通報装置廃止届2通を提出させ、そのうち1通を通信指令課長を經由して本部長に送付し、報告するものとする。

第7 設置者の遵守事項及び指導に従わない場合の措置

1 設置者の遵守事項

管轄署長は、設置者に次に掲げる事項を遵守するよう指導するものとする。

- (1) 設置施設ごとに運用責任者を置き、非常通報装置の運用に係る事務を行わせるとともに、非常通報装置の設置及び運用その他設置施設の防犯・安全確保に関する指導に従うこと。
- (2) 非常通報装置による通報を適切に行い、誤報等を防止するため、非常通報装置の構造等について十分な知識を有する者によって定期的に保守点検を実施し、その結果を別記第8号様式の非常通報装置保守点検記録簿により明らかにしておくこと。
- (3) 非常通報装置による誤報等が発生した場合は、当該誤報等の原因を究明し、再発防止のための措置を講じた上、その結果を別記第9号様式の非常通報装置誤報等発生措置報告書により管轄署長を經由して本部長に報告すること。

2 指導に従わない場合の措置

本部長は、設置者又は運用責任者が非常通報装置の設置及び運用その他設置施設の防犯・安全確保に関して本部長又は管轄署長が行う指導に従わないときは、当該装置による通報には対応できない旨通知するものとする。

第8 非常通報装置の設置及び運用に係るその他の手続等に関する定め

第4から第7までに定めるもののほか、非常通報装置の設置及び運用に係る手続に関して必要な事項は、別に定めるものとする。

第9 非常通報装置の設置及び運用に関する留意事項

- 1 本部長及び管轄署長は、次に掲げる事項について、本部長にあつては通信指令課通信指令官、管轄署長にあつては署地域課長に実施させるものとする。
 - (1) 設置者及び運用責任者に対し、非常通報装置の設置及び運用その他防犯・安全確認に関して本部長又は管轄署長が行う指導に従うよう、第4から第8までに定める事項について、あらかじめ十分に説明すること。
 - (2) 非常通報装置の設置状況を定期的に確認し、非常通報装置による通報に迅速かつ的確に対応することができる体制であるかなどについて検証し、不具合な点があるときは、是正するよう設置者に対し指導すること。
 - (3) 非常通報装置による通報、誤報等の件数など非常通報装置の運用状況を定期的に確認し、非常通報装置による通報が適切に行われているか、誤報の多発により通信指令業務に支障が生じていないかなどについて検証すること。
- 2 管轄署長は、設置者又は運用責任者に対して1(2)による指導を行った場合は、別記第10号様式の非常通報装置指導報告書により、本部長に報告するものとする。

第10 非常通報装置の管理

通信指令課長は、県下の非常通報装置設置者一覧表を作成して非常通報装置の設置、変更又は廃止の都度、同表を整備し、非常通報装置の配置状況等を管理するものとする。

(別記様式省略)

